

2016年4月16日 東京

アジア AMR 東京閣僚会議 共同声明(仮訳)

日本国において開催されたアジア AMR 東京閣僚会議に参集したアジア太平洋地域の国(オーストラリア、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、タイ、ベトナム)の保健担当大臣及び代表者である我々は、

有効な抗微生物剤は健康にとって極めて重要であり、かつ、現代医学の実践の礎であり、人々の行動、特に抗微生物剤の不適切使用により、薬剤耐性(AMR)の出現が加速し、それが人々の疾病や死亡を引き起こしていることに留意しており;

AMR は、幅広い社会的影響があり、国境を越えて地域及び世界の健康安全保障を危機にさらす公衆衛生上の脅威であると認識しており;

更に、AMR の健康、経済及び社会にもたらす影響は、低・中・高所得国にとって増大する負担となっており、特に抗微生物剤の開発が限られている現状を踏まえると、国、地域及び国際社会全体で緊急に対策を講じる必要性を認識しており;

2015年の世界保健総会をはじめ、国際連合食糧農業機関(FAO)や国際獣疫事務局(OIE)の関係会議においても表明された、世界保健機関(WHO)の“AMRに関するグローバル・アクション・プラン”の実施を支持する各国の強固なコミットメントを再確認しており;

AMRとの戦いにおいて、とりわけ国連機関、ASEAN保健大臣会合、WHO 東南アジア地域保健大臣会合、アジア太平洋経済協力(APEC)、G7、G20等の様々な世界的・地域的な取組における議論、懸念、役割及びコミットメントについて再確認しており;

アジア・太平洋地域における健康状態、急速な経済成長、社会・人口学的及び文化的な変化、並びに脆弱な保健システムが、規制のない中での抗微生物剤使用の増加につながり、もし有効な対策を取らなければ、マラリアや結核等の多剤耐性株の蔓延によって示されるように、人々を益々高いレベルの新たな薬剤耐性感染症の出現リスクに晒すことになることを留意・憂慮しており;

AMRの問題は、不十分な意識啓発、文化的慣習及びシステムの失敗(安価で質の高

い医療サービスへのアクセスの不平等を伴う脆弱な保健システム、ヒトと動物の抗微生物剤に関する不十分な規制と法執行の不足、医療機関における感染予防・管理の乏しさ、そしてすべての領域における抗微生物剤の不適切使用)により悪化しており、より幅広い開発上の課題となりつつあることを強調しており;

アジア太平洋地域の各国における AMR の問題を悪化させる原因は様々であり、AMR を抑えるための世界的な努力や進展に寄与する有効で持続的な、地方及び地域レベルでの解決策及び行動が、状況に応じて必要であることに留意しており;

国家の社会経済開発に与える AMR の潜在的影響及び持続可能な開発目標(SDGs) 達成に向けた AMR の脅威の可能性について認識しており;

以下について緊急的な必要性を認識する:

- (1) 該当分野のすべてにおいて AMR 及び抗微生物剤の責任ある使用に関するアドボカシー、教育等の普及啓発活動を増やすこと;
- (2) 質の高い基本的医療サービスへのアクセスを確保し、安全で、良質で、効果があり、安価な抗微生物剤(抗微生物剤の有効性を保つ適切な策を含む)、診断法及びワクチンのすべての人へのアクセスを促進するため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)に向けた進捗を加速すること;
- (3) 必要に応じた協調的行動によって、AMR を最小限に抑え、ヒト及び動物の最適な健康を達成するために、医療や獣医療、農業、水産業、環境等の異なる関係者を適切に巻き込み、横断的な多分野による“ワンヘルス”アプローチをすべての国で展開すること;
- (4) 国際公共財として抗微生物剤の有効性を保持するため、世界、地域及び国家レベルで連携・協力すること;
- (5) ヒト及び動物におけるワクチン、診断法、抗微生物剤の生産、流通、使用を含む規制を実施し、監視すること;
- (6) 新たな抗微生物剤、診断法、ワクチンの開発を含めた AMR に関する研究開発を加速すること;

以下の目的で、国際社会、地域及び国レベルでの多分野による行動により、AMR の発生を抑え、伝播を予防するというコミットメントを再確認する:

- (1) “AMR に関するグローバル・アクション・プラン”に合致し、多分野によるワンヘルス・アプローチに基づく、目的・目標及び適切な国・地方レベルでの履行を監視・監督する行政管理体制をもつ AMR に関する国家行動計画を策定すること;
- (2) 背景にある原因を同定し、ヒトの健康、動物の健康、食糧安全保障及び環境に寄与する行動計画に従った持続的な行動及び制度変更を実施すること;

- (3) SDGsを達成するため、状況に応じて適切に、国の戦略に一致した AMR の予防・封じ込め対策を推進すること；
- (4) ヒトや動物、農業における抗微生物剤の使用についての理解と意識を高め、毎年の世界抗菌薬啓発週間中に、全分野における抗微生物剤の責任ある使用についての意識向上を目的として、実践的なガイダンスを提供し、協調的な行動をとること
- (5) AMR の国家行動計画の進捗を管理し、適切な関係機関に報告すること

以下につながる UHC の概念に支えられた強靱な保健システムの構築を約束する：

- (1) AMR の封じ込めを、良質で安全な医療サービスの中核要素の一つに位置づけること(感染症の発生を減少させ、伝播を予防するために、医療機関・地域での感染予防・管理、医療機関における清潔な水と衛生へのアクセスを改善することを含む)；
- (2) 安全で、良質で、効果があり、安価な抗微生物剤、診断法及びワクチンのすべての人へのアクセスを確保すること；
- (3) “AMR に関するグローバル・アクション・プラン”に合致した AMR 及び抗微生物剤の使用量を把握するための国家の統合的なワンヘルス・サーベイランスプログラムを構築、実施し、地域及び世界規模のサーベイランス・ネットワークに参加すること；

以下を通じて、国、地域及び世界における公共財として、抗微生物剤の有効性を保つための能力を強化する：

- (1) 国家の抗微生物剤適正使用プログラムを実施し、ヒト、動物及び農業における抗微生物剤の適切で慎重な使用を推進すること；
- (2) 医療及び獣医療に係る政策及び臨床における意思決定を支えるため、標準的な手順に従った国家の AMR サーベイランス・システムによって創出される質の高い情報を利用すること；
- (3) 臨床現場において最適な抗微生物剤の使用を支えるための微生物同定・薬剤感受性検査を実施する検査室能力を構築すること；
- (4) ヒトの健康、動物の健康及び農業における AMR に関する国際的に同意されたデータ収集及び報告の基準を策定し、AMR サーベイランスを通じて収集されたデータ品質を改善するための国家、地域、世界レベルの検査室ネットワークを支援すること；
- (5) 各国の状況に応じて、抗微生物剤の承認、生産、分配、使用、そして品質保証に関する効果的な規制管理のための国家間の規制システムを強化するための持続可能な下記のような行動をとること；
 - (a) ヒト、動物及び農業における輸入業者や製造業者から認可販売業者に至る

- 抗微生物剤の安全と質を確保するメカニズムの実施を強化すること；
- (b) 医療及び獣医療における処方箋あるいは獣医療におけるその同等のものに基づくものに限定された販売を義務化すること；
 - (c) 科学的リスク評価に基づいて、抗微生物活性成分の生産、国内外の流通、薬剤含有飼料生産、動物に使用される抗菌剤の登録に関して規制すること；
 - (d) リスク分析がない場合の動物における成長促進及び作物保護を目的とした抗菌剤の使用を段階的に廃止すること；
- (6) すべての領域における抗微生物剤の不適切使用を促進する不適切なインセンティブを制限し、使用を最適化するインセンティブの導入を推進すること；
 - (7) AMR 対策のための新たな医薬品、診断法、ワクチンの研究開発及びそれらの合理的な使用を喚起し、財政支援する多分野による革新的なアプローチを取り、資源の限られた環境でのアクセスと金銭的負担の軽減を促進すること；
 - (8) AMR に対する地域的な対応や研究開発能力を強化するための国際的・地域的な協働やパートナーシップを促進すること；

次の優先領域において地域の AMR 対策枠組みを実現化するためのロードマップを描くことを通じて、アジア太平洋地域において AMR によってもたらされる課題について、共同で同定し、取り組むため、ここに“AMR に関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアティブ”の創設を宣言する：

- (1) サーベイランス・システムと検査機関ネットワーク；
- (2) 医療マネジメント；
- (3) 抗微生物剤のアクセスと規制；
- (4) 研究開発；

以下について約束する：

- (1) WHO の“AMR に関するグローバル・アクション・プラン”をすべて実施するため、国連加盟国、国連機関及びそのパートナーの協調的努力を支持し、国連総会において、AMR に関する迅速な行動、政治的コミットメント及びリーダーシップの必要性を強調することを要請すること；
- (2) AMR と戦うことで、国家、地域、世界の健康安全保障を促進するため、AMR を抑えるという共通の協調した関心に基づいた G7 及びその他の協調メカニズムを含む地域的、世界的なイニシアティブの現在進行中の努力とともに、アジア太平洋地域独自の強みを生かした取り組みを行うこと；

すべての国に対し、AMR が多分野による協調的な”ワンヘルス”アプローチを必要とする国際開発及び健康安全保障上の課題であるという認識を持つよう要請すると

もに、AMRと戦うため、アジア太平洋地域において、動物・農業・環境を含めた他部門の閣僚と引き続き密接に連携していく。

2016年4月16日 東京にて採択